

やちよ 農業委員会だより

第142号

発行人　八千代町農業委員会会長　小竹　　節　／　編　集　農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員　大久保　光正

担当地区：兵庫沼端、前田、高野、伊勢山、根ノ谷、菅谷西

あと５年以内にここで米を作る人はいなくなる。この集落は人が住めなくなる。農地が外国に狙われている。全国での懸念は八千代町でも同じです。農政の拙さ、政策の悪さの前では、農業委員として無力さを感じるばかりです。

しかし、こういう時にこそ、地域コミュニティ力も含む農業委員会活動が重要だと思います。私は、農業生産者でも消費者でもありますので、活動を通して、現場の声を行政に伝えていきたいと思います。



農業委員　爲我井　義雄

中立委員

世界人口２０２３年現在の約８０億人が、２０５０年には９７億人になると予測されています。２０１３年の倍の食料を生産しなければなりません。食料を増産するには、土地や水には限りがあります。更には食べ物を生産するための資源をめぐる争いが国同士の大規模な衝突へと発展しないような対策が必要です。

農業委員の大局的な目的は食料自給率向上だと私は思います。それには生産の基盤となる農地の確保が必要不可欠になってきます。

農地転用には許可が必要です 許可後事業が完了した際は 地目変更を忘れずに！

農地法の手続き

３条許可
農地の売買・贈与・賃借等を行う場合

４条許可
地権者自らが農地を農地以外にする場合（農地転用）

５条許可
他者に所有権移転・賃借等が伴う農地転用をする場合

○農業委員会に届け出が必要です。（毎月 10 日〆）
○毎月 25 日の総会で承認された後、許可書及び証明書が発行されます。
○市街化区域内の農地転用は**届出**になります。（随時受付）

法務局での登記変更の手続きも忘れずに!!



農業委員　髙嶋　尚

担当地区：佐野東、佐野西、瀬戸井

現在、農業を取り巻く環境は様々な問題が山積です。

私の昨年の主な取り組みは、カメムシ対策で２回目の航空防除の際に推進し、水稲農家が事業主体となり実施しました。結果、米の品質向上という成果がでました。

次に、町遊休農地再生事業費補助金制度を活用した取り組みです。現在、隣接する３人の地権者の畑を施行中で、完成後は 1 区画として借り手に引き渡し、農地の集約化を図る予定です。

今後も、日々の活動による情報収集を行い、農業委員会の組織力を生かした活動に邁進したいと思います。

－農業者年金で しっかり積み立て 安心で豊かな老後を－

国が支える 安心が大きくなる 担い手積立年金

○農業者年金の6つのポイント

◆ 農業者なら広く加入できます

国民年金の第１号被保険者で、年間 60 日以上農業に従事している 60 歳未満の方。

◆ 少子高齢化に強い確定拠出型の積立方式年金

自分が納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立式の年金です。

◆ 保険料の額は自由に選択できます

保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円の範囲内で、自由に選ぶことができます。

◆ 終身年金で、80 歳までの保証があります

年金は生涯支給され、もし 80 歳前に亡くなっても遺族に死亡一時金が支給されます。

◆ 税制面の優遇措置があります

保険料全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。

◆ 保険料の国庫補助制度があります

一定の要件を満たす農業者には、保険料（月額２万円）の２割、３割、５割の国庫補助があります。

○令和4年からの3つの改正のポイント

※平成14年から始まった新たな年金事業のみが対象です。

◆ 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます（令和４年１月１日以降）

35 歳未満で一定の要件を満たす農業者は、保険料の納付下限額が１万円に引き下げられます。

◆ 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和４年４月１日以降）

昭和 32 年４月２日以降に生まれた方が対象で、受給開始時期を選択できます。

◆ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和４年５月１日以降）

国民年金の任意加入者で、年間 60 日以上農業に従事している方に限り、上限が 65 歳未満まで引き上げられます。

※詳しい内容は、農業委員会にお問い合せください。

農家のことを知りつくした、農家のための年金です!

～ 全国農業新聞 購読料改定のお知らせ ～

日頃より全国農業新聞をご愛読いただきありがとうございます。この度、発行経費等の価格高騰により、令和８年４月１日より、下記の購読料に改定させていただきます。

・新聞購読料（税込）：月額 900 円（現行：月額 700 円）
・電子版購読料（税込）：月額 700 円（現行：月額 500 円）



地区担当農業委員の変更について

このたび地区担当の農業委員が下記のとおり変更となりました。

担当委員：猪瀬　明子（担当区域：東蕗田、新地、福岡、栗山）

農地の売買・賃借、農地転用等に関するご相談は、担当委員へお気軽にご連絡ください。